

第4回定例会

議案第68号

安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例(令和3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

財産区名	支払 単位	会長	副会長	委員	支払時期
(略)					
安芸高田市川根財産区	日額	5,000 円	5,000 円	5,000 円	その都度
安芸高田市坂財産区	年額	137,000 円	126,000 円	117,000 円	年度末

財産区名	支払 単位	会長	副会長	委員	支払時期
(略)					
安芸高田市川根財産区	日額	5,000 円	5,000 円	5,000 円	その都度

## 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。